

〔完了編〕 令和3年度 墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度

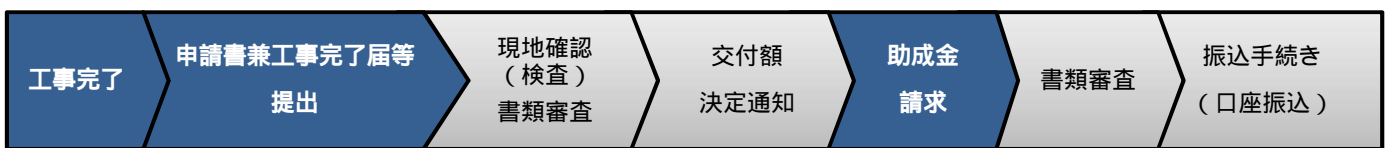
1 あらかじめ、ご確認ください

- 令和4年3月18日までに、区による現地確認（検査）・書類審査を受けて合格する必要があります。
- 工事完了後は、速やかに「申請書兼工事完了届」を提出してください。
- 導入された設備等を確認するため、原則、区職員が現地確認（検査）に伺います。
- 不正な手段により助成金の交付を受けた場合は助成金を返還していただきます。

2 工事完了後の手続きの流れ

工事完了後から、助成金の口座振込までの流れです。

白字は申請者、黒字は区が行います



3 助成金交付のため、ご協力をお願いします

- 現場確認（検査）は、事前に申請者と日時を調整します。
- 現場確認（検査）できる日時は、平日午前9時～午後5時の間です。
- 現場確認（検査）後、書類審査を経て助成金を交付します。

4 工事完了後に必要な書類

必要な書類は、以下の書類をすべてご用意のうえ、環境保全課の窓口へ必ずご持参ください。
(郵送不可、郵送された場合は料金着払いで返送します。)



内容によって、以下に記載のない書類をご提出いただく場合があります。
書類が用意できない場合、助成できませんのでご注意ください。

A すべてに共通する 必要な書類

- 申請書兼工事完了届（地球温暖化防止設備導入助成金交付申請書兼工事完了届、様式あり。）
- 製品カタログ（機器の形状・規格等が分かる資料（「対象確認申請」時と同じもの））
- 施工・設置した場所が分かる図面（施工・設置箇所が分かる資料。）
- 領収書と明細のコピー
（助成対象設備の工事費用の領収が確認できる申請者あてのもの。領収金額の一部に助成対象設備の工事費用が含まれる場合は、領収書に「ただし、 工事（設置）代として ￥ を含む。」などと明記すること。）
- 施工中・施工後の写真（撮影日を入れること）
- 導入機器の銘板の写真

B 対象設備によって、必要な書類

対象設備	必要書類
遮熱塗装	<input type="checkbox"/> 塗料の出荷証明書 <input type="checkbox"/> 使用済み塗料缶の写真（塗装色が確認できるもの。撮影日を入れること）
建築物断熱改修	<input type="checkbox"/> 断熱材や窓ガラス等の出荷証明書 <input type="checkbox"/> 断熱材の厚さを計った写真
直管型LED照明器具	<input type="checkbox"/> 安全確認チェックリスト（様式あり） 既存の照明器具を改造して直管型LED照明を設置した場合に必要です。
太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> 太陽光発電パネルの割付図（モジュールの枚数・配置が分かるもの） <input type="checkbox"/> モジュールの出力対比表 <input type="checkbox"/> 電力需給契約書の控えのコピー （東京電力パワーグリッド株式会社の承認が確認できること）

C 申請する方によって、必要な書類

対象確認申請時に、「新築」だった場合に必要です。

- 建物登記事項証明書（発行3カ月以内のもの）
- 住民票（対象確認申請時と住所が異なる個人の場合に必要で、発行3カ月以内のもの）

5 助成金の請求に必要な書類

区から「地球温暖化防止設備導入助成金交付額決定通知書」が届いた後に、ご提出いただきます。

必要な書類（X、Y）をすべてご用意のうえ、環境保全課にご提出ください。なお、書類の提出後、口座振込までは約1か月かかります。



内容によって、以下に記載のない書類をご提出いただく場合があります。

X すべてに共通する必要な書類

- 請求書（地球温暖化防止設備導入助成金交付請求書、様式あり）
- 支払金口座振替依頼書（様式あり）

Y 申請者によって、必要な書類

『申請者』と振込を希望する『口座』の名義が異なる場合、申立書等を提出していただく場合があります。あらかじめご相談ください。

【担当・問合せ先】

墨田区環境保全課 環境管理担当 電話：5608-6207

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 ☎：KANKYOU@city.sumida.lg.jp